

■介護報酬改定の効果検証調査、期限過ぎても提出可能 厚労省

- ・厚生労働省は9月27日、2024年度介護報酬改定の効果検証や研究を行うため同年度に実施する調査について、調査票の提出期限が過ぎた場合でも提出することが可能だとする事務連絡を都道府県や関係団体に送付した。調査への協力を呼び掛けている。
- ・厚労省は24年度の調査で、▽高齢者施設などと医療機関の連携体制▽福祉用具貸与価格の適正化▽リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施や一体的な取り組み▽地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方—に関する4つの調査研究事業を行う。
- ・調査票の提出期限は調査研究事業ごとに異なる。最も早いのは「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方」の研究事業で、調査票の提出の締め切りは9月30日だったが、「提出期限が過ぎた場合も提出することが可能」としている。他の研究事業の提出期限は「福祉用具貸与価格の適正化」は10月25日、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施や一体的な取り組み」は10月30日、「高齢者施設などと医療機関の連携体制」は11月8日となっている。
- ・この調査は、24年度の介護報酬改定の効果検証などに役立てるため厚労省が実施する。結果は次の報酬改定に向けた検討での基礎資料として活用される。厚労省では2025年2月ごろまでに調査の分析を終え、3月を目途に社会保障審議会介護給付費分科会で調査結果を踏まえて議論する。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

- 介護保険最新情報 Vol.1312「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）への協力依頼について（令和6年9月27日）厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001309120.pdf>